

海南医療センター給食業務委託に係るプロポーザル実施要項

1. 趣旨

この要項は、海南医療センターにおける患者等の給食業務の委託について、治療の一環としての病院給食を患者様の満足度の向上を図りながら、安全かつ効果的・安定的に提供できる受託者をプロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めたものである。

2. 業務名称

海南医療センター給食業務

3. 業務の実施場所

和歌山県海南市日方 1522 番地 1 海南医療センター内

4. 施設の概要

| | |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 病床数 | 150 床（一般病床） |
| 敷地面積 | 9,074.49 m ² |
| 延床面積 | 10,573.18 m ² |
| 建物構造 | 鉄筋コンクリート 5 階建（免震構造） 1 階 外来、放射線、検査、医事、地域連携部門等 2 階 給食（調理）部門、薬剤、手術室、健診、リハビリ、管理部門等 3～5 階 病棟 ※業務用エレベーター 2 基、オール電化 |
| 診療科 | 内科、外科、整形外科、婦人科、小児科、眼科、耳鼻いんこう科、皮膚科、泌尿器科、麻酔科、リハビリテーション科、放射線科、臨床検査科、病理診断科 |

患者数等（H29 年度実績 入院 121 人／日、外来 307 人／日

※食事提供見込み人数は、それぞれ 1 日あたり、患者 100 人、検食 2 人とする。

5. 参加資格

以下の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- (2) 法人税、消費税、地方消費税等の滞納がないこと
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく各種手続の申し立てがなされていないこと
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと
- (5) 提案書提出の時点で、本院と同程度以上の病床数、診療科目を有し、当該病院において患者給食業務（献立作成、食数管理業務、食材等の調達、下処理・加熱・調味等調理業務、配膳・下膳及び衛生管理等の給食業務全般）の実績がある者
- (6) 受託業務の遂行が困難となった場合の代行保証ができる者、又は同等の代行保証体制がとれることが確認できる者
- (7) 患者等給食にかかる医療関連サービスマーク認定業者、又は医療法第 15 条の 2 の業務委託基準に適合することが証明できる者

6. 委託期間

契約日 平成 31 年 2 月 15 日（予定）

業務開始日 平成 31 年 4 月 1 日

なお、契約日から開院予定日までを当該業務の準備期間とし、遅くとも業務開始日の 15 日前までに業務を遂行できる体制を整えるものとする。

また、予算措置の都合上、年度ごとの契約とし、延長については、概ね 3 年を目処とし、1 年ごとに更新を行うものとする。ただし、更新にあたっては、業務の内容、利用者アンケートなどを参考とし、業務量の増減等による金額の見直しも行う。

7. 受託者の選定方法

各社から提出されたプロポーザルについて、海南医療センターに設置した院内業務受託者選考委員会（以下「委員会」という。）において、あらかじめ定めた評価基準に基づいて提案内容や価格などを総合的に評価し、最も評価の高い者を選定して、当該契約についての協議を行った上で受託者を決定する。

8. 業務概要

本業務の内容は次のとおりとする。詳細については、別紙仕様書等を参照すること。）

① 食数管理業務

② 調理業務及び配膳・下膳、食器洗浄業務

※調理業務とは、調理した食事を所定のトレイにセットするまでの一連の業務とする

③ 給食材料及び消耗品の調達、管理業務

④ 施設設備管理業務

⑤ 衛生管理業務

⑥ 非常時対応業務

⑦ 労務管理、その他上記業務の運営に必要な業務

9. 質疑等

このプロポーザルにあたっての質疑は、所定の様式により、電子メールで行うものとする。（電話、口頭では対応しない。）

また、当該質疑に対する回答は、全ての質問について参加者全員に書面で行う。なお、質疑への回答は、本要項及び仕様書の追加又は修正とみなす。

質疑提出期限 平成 31 年 1 月 10 日（木） 午後 5 時

質疑に対する回答期限 平成 31 年 1 月 17 日（木） ※予定

10. 提案書の提出

参加希望業者は、以下のとおり提案書等を提出すること。

なお、提出後の訂正、追加、差し替え等は認めない。

- ・提出期限 平成 31 年 1 月 24 日（木） 午後 5 時
- ・提出場所 海南医療センター事務局総務管理室
(和歌山県海南市日方 1522 番地 1)
- ・提出書類 次項に定める書類
- ・提出部数 7 部（押印した原本 1 部、6 部は写しで可）
※左側をクリップ止めし、2 穴でパンチしておくこと。

11. 提案内容及び様式

企画提案にあたっては、以下の書類を提出するものとする。

- ① 参加申込書
- ② 給食業務提案書総括表（様式 1）
- ③ 会社の状況（様式 2）
- ④ 病院給食に関する基本的事項（1）（2）（3）（様式 3-1、3-2、3-3）
- ⑤ 給食施設の安全管理等（様式 4）
- ⑥ 業務運営体制（1）（2）（様式 5-1、5-2）
- ⑦ 従業員教育の状況（様式 6）
- ⑧ 病院給食業務受託状況（様式 7）
- ⑨ 危機管理体制（様式 8）
- ⑩ 地域対応等（様式 9）
- ⑪ 見積書（様式 10）

12. プレゼンテーションの実施

企画提案の審査については、書類審査のほか、企画提案書の内容に基づくプレゼンテーションによる審査を次のとおり行うものとする。

- ・実施予定日 平成 31 年 1 月 29 日（火）
※日時、場所、順番等については、別途通知する。

13. 評価事項及び採点

提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容を総合的に判断して順位を決定する。

提案に対する最高評価の者が2者以上あった場合は、見積金額の低い者を1位とする。見積金額も同額の場合は、くじ引きにより順位を決定する。

| 評価事項 | 評価内容 |
|----------|-------------------------------------------|
| 病院給食の意義 | 治療食としての病院給食に対する基本的な考え方と理解度について明確に示されているか。 |
| 患者満足度の向上 | 患者満足を得られる食事の提供についての考え方が具体的に示されているか。 |
| 安全な食事提供等 | 衛生管理、設備管理への考え方と取り組み方がどのように示されているか。 |
| 安定した業務運営 | 従業員定着のための方策、人事配置、組織管理・運営、従業員の処遇についての考え方 |
| 従業員の育成 | 従業員教育とモラルの向上について、その取組状況・内容・方法等。 |
| 実績及び経験 | 一定水準以上の規模・内容の病院での業務実績をどの程度有するか。 |
| 危機対応 | 災害など不測の事態への対策が立てられているか。 |
| 地域への対応 | 従業員の雇用、食材の地元調達の考え方はどうか。 |
| 経営内容 | 財務・経営内容は良好か。 |
| 委託料見積額 | 企業努力がなされ、効率的な業務運営が図られようとしているか。 |

14. 審査結果の通知

審査結果は、平成31年2月8日（金）までに参加者全員に通知する。

15. その他

・ 手続において使用する言語、通貨及び単位は、日本語及び日本円、日本

- の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- 書類の作成、プレゼンテーションなど、本件提案にかかる費用は参加者の負担とする。
 - 提案参加のために提出された書類は返却しない。
 - 配布したプロポーザル実施要項及び仕様書等については、審査結果通知後、すみやかに返却すること
 - 本件についての日程は全て予定であり、状況に応じて変更することがある。
 - 本件に係る書類の交付、書類の受付及び問い合わせ等の窓口対応は、休日（土曜、日曜及び祝日）を除く、午前8時30分から午後5時15分までとする。
 - 企画提案書等の提出された書類は、海南市情報公開条例等の法令に基づき公表する場合がある。

本件に対する問い合わせ先

海南医療センター事務局総務管理室

〒642-0002 和歌山県海南市日方 1522 番地 1

電話 073-483-8786

FAX 073-482-9551

Eメール byoinj@city.kainan.lg.jp